

金沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

本方針は、金沢都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町村名	範囲	面積
金沢都市計画区域	金沢市	行政区域の一部	22,300ha
	内灘町	同上	1,306ha
	野々市町	行政区域の全域	1,356ha
合計	-	-	24,962ha

1. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

金沢都市計画区域は、日本海沿岸域における中枢基幹都市圏として将来の大きな可能性に対応するために、さまざまな都市機能をさらに強化・充実するとともに、歴史的遺産や伝統文化の魅力を積極的に保存・再生していくことが重要である。

このため、「風格と賑わいのある学術文化都市圏」を目指し、以下の基本理念に基づき都市づくりを進める。

自然と歴史に根差した個性あるまちづくり

誇るべき貴重な自然資源や歴史・文化資源を保全・活用し、個性ある都市景観の創出を図り、学術文化都市としてふさわしいまちづくりを目指す。

自然と調和したコンパクトなまちづくり

適正な市街地規模の形成・誘導による効率的な都市施設の配置や都市機能の中心部への集約化、計画的な市街地整備により無秩序な市街地の拡大を抑制し、コンパクトな都市の形成とともに、市街地の緑化や市街地縁辺部における優良農地の保全による自然と調和したまちづくりを目指す。

賑わいと活力に満ちたまちづくり

県都金沢に集積する商業機能や歴史・文化資源を活かした魅力ある中心市街地の再生・創造とまちなか定住の促進を図るとともに、金沢港周辺や工業団地等産業拠点の充足・活用に努め、活力あるまちづくりを目指す。

災害に強い快適なまちづくり

木造密集市街地の面的な整備や延焼遮断空間の整備、避難路や防災公園、防災拠点の整備等を進め、安全で安心して生活できる災害に強いまちづくりと、機能的でゆとりある都市基盤の整備による快適な都市空間づくりを目指す。

広域都市間交流のまちづくり

北陸自動車道や能登有料道路、金沢外環状道路、北陸新幹線等広域都市間ネットワークの形成を目指すとともに、都市間連携に基づいた交通需要マネジメント(TDM)施策や、新しい交通システムの導入等都市交通の円滑化の推進により、広域交流のまちづくりを目指す。

安全、快適に歩けるまちづくり

自然、歴史、文化といったまちの個性に親しみながら、住民、事業者の相互理解のもと、良好な交通環境の整備等を行うことにより、住民が安全、快適に歩くことのできるまちづくりを推進し、良好な都市環境の形成を目指す。

参加と協働のまちづくり

まちづくり計画の早期段階での住民参加により積極的に住民意見を計画に反映し、行政と住民が一体となったまちづくりを目指す。

2) 地域毎の市街地像

金沢市の都心軸一帯に配置する都心拠点を中心としたまとまりのある市街地の形成を図るとともに、都市拠点と能登方面、富山県方面、鶴来・白山麓方面、松任・小松・加賀方面を連携する都市連携軸を位置付け、広域連携によるまちづくりを推進する。

本区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

市街地ゾーン

a. 商業・業務ゾーン

- ・片町・香林坊から武蔵ヶ辻、さらには金沢駅を経て金沢港に至る、一般国道 157 号～(都)金沢駅通り線～(都)金沢駅港線を中心市街地と副都心を結ぶ動脈として「都心軸」と位置付け、その周辺を含め都市拠点とする。
- ・都心軸には、新しい交通システムの導入について検討を行う他、高度情報化システムの整備、さらに市街地再開発事業や土地区画整理事業等による都市基盤の整備を積極的に図る。
- ・都心軸のうち、駅東地区(片町・香林坊～駅東広場)は商業中心、駅西地区(駅西広場～金沢港)は業務中心の市街地として特徴あるまちづくりを進める。
- ・野々市町、内灘町の庁舎周辺について都市拠点として位置付け、野々市町、内灘町の核として業務機能の集積を図る。
- ・中心市街地を取り巻く一般商業地は、施設の共同建替、駐車場整備、歩行環境整備により活性化を図り、地域毎の生活拠点としての商業地の形成を図る。
- ・一般国道 8 号や一般国道 157 号、一般国道 159 号沿道の商業地については、沿道サービス型施設の立地を図るとともに、新たな商業地については、適正な規模の配置に努める。

b. 居住ゾーン

- ・既成市街地における住工混在地区については、地区に応じた市街地整備手法について検討し、居住環境の向上を基本とした土地利用を図る。
- ・基盤未整備な住宅地は、地区計画や道路改良事業等により、基盤施設の整備を図り、居住環境の改善を図る。
- ・大規模な未利用地については、土地区画整理事業等の地区に応じた市街地整備手法の検討を行い、居住環境の改善や土地の有効利用に努める。
また、住宅地の拡大は、宅地需要に応じた面積を市街地周辺部に確保し、無秩序なスプロール化を防止する。
- ・土地区画整理事業等により整備された良好な住宅地は、用途地域や地区計画等の活用により、居住環境の保全を図る。

c. 工業ゾーン

- ・工業地は、既存工業地を含めて、先端技術振興ゾーン、物流・生産複合ゾーン、企業立地再編成ゾーン、都市型産業集積ゾーンの 4 つのゾーンに分け、ゾーン別に特徴ある市街地整備を図る。

先端技術振興ゾーン：金沢テクノパークを環境・景観面の配慮を優先させた先進的な工業団地として整備する。

物流・生産複合ゾーン：周辺に県の地場産業振興センターや工業試験場な

どの集積があり、同時に金沢外環状道路海側幹線の整備で交通利便性が飛躍的に向上する地区であるため、現況工場の近代化を図るとともに、物流・生産複合ゾーンとして周辺農地との調和に配慮して用地の拡大を図る。

流通業務用地は、北陸自動車道インターチェンジ及び金沢外環状道路海側幹線周辺等利便性の高い交通結節点に位置付ける。

企業立地再編成ゾーン：現在は市街地内にあるが、郊外立地のほうが適切な工場や用地拡大等で郊外へ移転を希望する企業の受け皿として整備する工業ゾーンで、用地規模や周辺環境等立地企業にあったきめ細かい整備を行う。

都市型産業集積ゾーン：金沢外環状道路海側幹線より内側にある既存の工業地の一部は、市街地内にあっても周辺に環境悪化を及ぼさない都市型産業の集積ゾーンとして位置付け、企業誘致及び市街地の再編を推進する。

農業ゾーン

- ・河北潟周辺地区及び安原・五郎島地区、野々市西南部地区等については、優良農地を保全し、農業の振興を図る。

自然保全ゾーン

- ・自然保全ゾーンは、景観的保全地区と自然環境共生地区に区分し、それぞれの特性に応じた保全を図る。

景観的保全地区：斜面緑地や卯辰山丘陵地など、市街地の背景としての緑地空間を形成し、市民に潤いとやすらぎを与える貴重な景観的要素を保全する。

自然環境共生地区：自然保護、都市防災、水源保全等を図るため、集落の活性化に配慮しつつ、山間部の森林や内灘砂丘など海岸線に連なる保安林等の自然環境を保全する。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、今後とも引き続き市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は、以下の通りである。

本区域は、D I Dを有し、過去10年間に人口・世帯数が増加しているなど都市の成熟性・成長性が高く、将来の人口増加も予想されている。また、過去10年間の商品販売額、製造品出荷額も増加しており、実際に宅地化の進展がみられる。

これを受けて、本区域ではこれまで区域区分を定めており、今後も、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、これまで通り区域区分を定める。

2) 区域区分の方針

おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次の通り想定する。

	平成12年	平成22年
都市計画区域人口	525千人	548千人
市街化区域内人口	490千人	514千人

注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

産業の規模

本区域の将来におけるおおむねの産業の規模を次の通り想定する。

年次		平成12年	平成22年
生産規模	工業出荷額	約5,903億円	約11,047億円
	卸小売販売額	約39,225億円	約45,529億円
就業者数	第1次産業	約4.1千人	約4.0千人
	第2次産業	約70.2千人	約72.3千人
	第3次産業	約196.4千人	約215.6千人
	計	約270.1千人	約292.0千人

注) 卸小売販売額の平成12年値は、平成11年の値。

市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、現在市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

年次	平成22年 (基準年の10年後)
市街化区域面積	約9,857ha

ただし、市街化区域面積は、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3. 主要な都市計画の決定等の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要用途の配置の方針

(業務地)

北陸地方の中心都市としての都市機能の充実、更新を図るため、都心軸(駅東地区)に業務地を配置し高度化を図るとともに、広域交通機能が集積する都心軸(駅西地区)に広域的業務地を配置する。また、一般国道8号沿道に広域交通機能を活用した、沿道利用型の業務地を配置する。

野々市町、内灘町の庁舎周辺においては、地域に密着した行政サービスを提供するべく、業務地を配置する。

(商業地)

ア) 中心商業地

都心軸(駅東地区)沿道には、賑わいの創出と商業機能の中心的役割を担うため、中心商業地を配置し、その機能をさらに高めるよう都市環境の整備と土地の高度利用に努め、防災機能を備えた金沢らしい近代的都市環境の創出に努める。

イ) 一般商業地

一般商業地は、野々市町本町地区、北陸鉄道内灘駅周辺地区、金沢市金石地区、森本地区及び浅川地区等に配置し、地域の拠点として商業機能の充実に努める。また、今後開発整備される新規の住宅地においては、日常生活の中心となる商業地を計画的に配置する。

また、主要幹線沿道で既に商業機能の集積の多い地区や鉄道主要駅の森本駅、東金沢駅、金沢駅、西金沢駅、野々市駅の周辺についても商業地としての整備を進める。

(工業地)

ア) 既存の工業地

一般国道8号沿道、北陸自動車道金沢東・西インターチェンジ周辺、北陸本線貨物基地及び金沢港に近接した交通上利便な地域に工業地を配置するほか、近年計画的に整備を図った専光寺・安原地区及び示野地区へ既成市街地内の工場の移転を促進するとともに、その周辺地区の整備を図るものとする。

イ) 新工業地

金沢港周辺の工業地については、引き続き整備を促進するとともに、産業構造の高度化、地域経済の国際化に対応するため森本地区の丘陵地帯に先端産業の受け皿として産業基地を配置する。

また、金沢外環状道路と北陸自動車道の結節点に位置する福増・中屋地区や二ツ寺地区については、新たな工業地の配置を検討する。

(流通業務地)

交通結節点である北陸自動車道金沢東・西インターチェンジ周辺及び新しく開設される北陸自動車道金沢森本インターチェンジ周辺や、都市間主要幹線である一般国道 8 号沿道及び金沢外環状道路海側幹線周辺について、内陸輸送拠点として流通業務地を配置し流通関連施設の立地を図る。

さらに、海上輸送拠点として金沢港周辺に流通業務地を配置する。

(住宅地)

ア) 既成の住宅地

既成市街地のうち密集市街地で土地利用が混在し、生活環境が悪化している地域については、今後とも居住環境の整備、保全に努めるほか、計画的に開発整備された住宅地については、地区計画制度等の活用により、良好な住宅地としての環境維持に努める。

また、歴史的、伝統的な市街地景観の残されている金沢市の寺町地区、長町地区、長土堀地区、小立野地区及び東山地区等については、地区計画等の導入により、その環境保全に努める。特に、東山地区では、伝統的建造物群保存地区を定める。

イ) 新たに開発すべき住宅地

市街化区域に囲まれた市街化調整区域となっている地区をはじめ、既成市街地縁辺部において、農林漁業との調整を図り、今後増加する人口を収容するため、土地区画整理事業等により良好な環境の住宅地を開発する。

市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(商業業務地)

都心軸沿道の中心商業地及び業務地は、高密度地区として土地の高度利用を図る。

(住宅地)

郊外部の住宅地においては、良好な居住環境を確保するため、基本的に低層低密な独立住宅を配置する。また、公営住宅等集合住宅の立地を図るべき一部住宅地及び伝統環境を保存すべき地区を除く既成市街地に近接する交通至便な一部の地区については、中高層住宅を配置し、都市景観に配慮しつつ土地の高度利用を図る。

(工業地)

金沢港周辺の工業地、安原工業団地等の計画的な開発地については、周辺の緑化、環境等に配慮した低密度の工業地として維持形成に努める。

(流通業務地)

金沢市の問屋団地、卸売市場は、今後とも機能の充実と高度利用を進める。

また、北陸自動車道東・西インターチェンジ周辺は、流通拠点としてトラックターミナル、倉庫等を必要に応じた適切な密度で配置する。

市街地における住宅建設の方針

中心市街地においては、都心居住を支援するため、良質なファミリー向け賃貸住宅や多様な機能を備えた高齢者向け住宅の供給を進めるとともに、景観条例等を活用しつつ、地域の特性を継承するため、街並み景観形成に配慮した住宅の建設を推進する。

郊外部においては、良好な居住環境を確保するため、低層低密な独立住宅の供給を推進する。

また、既存住宅については、耐震性や耐久性の向上、バリアフリー化などのリフォームを推進する。

市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

都心軸においては、効率的な交通体系の形成に応じて土地利用を進め、市街地再開発事業等により一体的な高度利用を図り、都市機能の向上に努める。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

市街地の発展に伴う土地利用の変化に対応するため、密集市街地においては、周辺環境や土地利用動向等について考慮しながら用途の転換を図るとともに、新市街地や低密度住宅地については用途の純化を図る。

また、市街地に点在する周辺の環境に不適切な工場については、計画的に開発された地区に集約化を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

市街化区域のうち、建築物の高さの制限がない住居系用途地域約4,360haについて、あらかじめ建築物の高さに関する制限を設けることで、良好な居住環境を保全していく。

既成市街地に点在する、老朽住宅や狭小住宅が立地する過密住宅地区については、建替更新を促進し、居住環境の改善が行われるよう努める。

金沢市の安原工業団地等、計画的な開発については専用化を図り、環境の維持改善に努めるとともに、住宅地区に近接した工業地については、周辺の土地利用と整合を図りながら良好な環境形成に努める。

d 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

金沢中心市街地を取り囲む丘陵地（寺町台地、大乘寺丘陵地、小立野台地、卯辰山丘陵地）は風致地区に指定されており、今後も都市の重要な景観として風致の維持を図る。また、北東部の丘陵地（森本地区）も同様に、環境保全及び景観構成等にとって重要であるため、風致地区の指定を検討する。

市街化調整区域の土地利用の方針

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、土地利用については、次の方針に基づいて行う。

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

河北潟周辺、安原地区の海岸地域、野々市町西南部地域の優良な農地は、今後とも農用地として整備保全を図る。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

東部及び南部の丘陵地や急傾斜地などは、緑化を図り保全に努める。

また、河川からの溢水、内水湛水、がけ崩れその他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域における保水・貯水機能を確保した都市づくりに努める。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

金沢市の東部丘陵地、卯辰山周辺の自然地及び南部丘陵地における都市環境、都市景観上重要な樹林地については、全体的な開発計画との調整を図りつつ保全を図る。

また、金沢市及び内灘町の海岸沿いの保安林等については、防風、防砂機能のみならず風致保全上も重要であり、今後とも保全に努める。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

金沢市の南新保地区並びに藤江地区の市街化区域に囲まれた市街化調整区域となっている地区、東部丘陵地の上辰巳地区については、土地区画整理事業により、住宅地として整備推進を行う予定であるが、面整備の実施が確実となった段階で市街化区域に編入する。

また、隣接する工業団地と一体的に整備を行う二ツ寺地区についても、事業が具体化した段階において、市街化区域に編入する。

さらに、計画的な市街地整備の必要のある区域については、土地区画整理事業等の計画的市街地整備の実施が確実になった段階で、農林漁業等との必要な調整を行い、保留フレームの範囲内において市街化区域への編入を検討する。

また、既存集落の活力の維持のため、住居系建築物の立地を許容する区域を条例で指定する制度等を活用すると共に、集落地、田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針

交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本都市計画区域においては、都心から外へ向かういわゆる「拡散型放射状」に都市の拡大が図られてきている。この放射状道路に北陸自動車道の整備等の広域的な交通網の強化、及び都市活動の活性化に伴って交通量が増加しており、将来的にも交通量は増加していくと見込まれる。

このような交通環境の中で、広域的な交通のネットワークについては、県土ダブルラダー構想の基に金沢都市圏を中心としたバイパス整備や災害時にも強く代替性のある幹線道路ネットワークの形成を進めるとともに、都心を中心とする放射状交通環境に対しては、金沢外環状道路等の環状幹線道路網による有機的な連結を図り、「環状型交通網」へ誘導することにより都心部通過交通の分散を図る。

また、良好な都市景観と歩行者・自転車空間の創出や冬期のバリアフリー環境に留意し、安全で快適な交通流動の確保に努めるほか、公共交通の利用促進、新しい交通システムの導入や交通需要マネジメント（TDM）施策等を多面的に展開することにより、環境負荷を低減するコンパクトな都市形成とまちなかの再生を支援する。

b 主要な施設の配置の方針

（道路）

北陸自動車道や能登有料道路、一般国道8号（（都）森本野々市線）、一般国道157号（（都）鳴和三日市線）、一般国道159号（（都）武蔵橋場線、（都）寺町今町線）、金沢外環状道路（一般国道8号金沢外環状道路（（都）今町鈴見線）、（都）森本松任線、（都）福久福増線、（都）金沢鶴来線、（都）鈴見新庄線）を金沢都市圏と周辺都市を連絡する広域幹線道路として配置し、機能的かつ系統的な広域交通ネットワークの形成を図る。

広域幹線道路へのアクセス道路や市街地の外郭を構成する内・中・外環状道路、そしてこれらの環状道路と市街地を結ぶ放射道路や都市内の市街地間を連絡する道路（（都）東山内灘線、（都）専光寺野田線、（都）向栗崎放水路線、（都）諸江向栗崎線、（都）疋田上荒屋線、（都）泉野野々市線、（都）小立野古府線、（都）観音堂上辰巳線等）を、都市の骨格を形成する幹線道路として配置し、沿道環境に配慮しつつ整備を進め、都市内交通の円滑化を図る。

また、片町・香林坊から武蔵ヶ辻、金沢駅を経て金沢港に至る都心軸（（都）金沢駅通り線）の整備は、北陸地方の中心市街地としてふさわしい近代的都市景観の創出に配慮しながら交通施設等の整備を進める。

さらに、鉄道駅へのアクセス道路として、（都）東金沢駅通り線、（都）西金沢駅通り線を配置し、整備を推進する。

なお、長期に未整備となっている路線については、その実現性、必要性

等について検討を行い、適宜見直しを行う。

(都市高速鉄道等)

金沢駅付近以外の西金沢1丁目から乙丸町間の北陸本線の連続立体交差事業による踏切の除去に伴う交通渋滞・踏切事故の解消、及び鉄道により分断されている東西市街地の交通の円滑化について検討する。

また、近年の都市部での公共交通の機能低下を補完し、都心軸の利便性の向上と交通緩和を図るため、都心軸に周辺から円滑にアクセス可能な新しい交通システムの導入について検討する。さらに、北陸鉄道石川線や浅野川線とJR北陸本線の乗り継ぎ機能の向上やパーク&ライドの推進、公共交通機関のネットワークの向上等を図る。

(駐車場)

駐車場は、公共交通機関との連携や駐車場の効率的活用に配慮して配置し、整備を推進する。また、都心部には大規模駐車場を設けず、必要最小限の小規模駐車場を分散することで市街地内への自動車の乗り入れを抑制し、交通緩和を図る。

なお、駐車場の効率的活用を図るため、公共施設駐車場の休日開放や駐車場案内システムの拡充を図る。また、駐輪場については、交通結節点や都心部の集客施設の周辺等で整備を進め、自転車利用の環境づくりに努める。

(自動車ターミナル)

物流の拠点としてのトラックターミナルは、北陸自動車道金沢西インターチェンジ周辺に配置し機能の向上を図っているが、今後流通業務地として土地利用を行う日本貨物鉄道金沢駅周辺、金沢港、北陸自動車道金沢東インターチェンジ周辺にも配置し、集配拠点として整備の推進を図ることにより、都市内物流の効率化・合理化に努め、都市内交通の緩和を図る。また、交通の要衝にバスターミナルを整備し、公共交通機関の円滑な連携を図る。

(交通管理)

適正な交通規制により、交通安全の推進を進め、良好な交通環境の形成を図る。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備(着手を含む)することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
1・2・1	森本松任線 (金沢外環状道路)	一部
3・2・1	金沢駅通り線 (主要地方道金沢停車場線)	一部
3・2・33	金沢鶴来線 (金沢外環状道路)	一部
3・3・3	福久福増線 (主要地方道松任宇ノ気線)	一部
3・3・6	鈴見新庄線 (主要地方道金沢小松線)	一部
3・3・7	東金沢駅通り線 (一般県道東金沢停車場線)	一部
3・3・8	東山内灘線 (一般県道八田金沢線、一般県道 向粟崎安江町線)	一部
3・3・11	専光寺野田線 (主要地方道金沢美川小松線、一 般県道別所野町線)	一部
3・3・15	今町鈴見線 (一般国道 8 号金沢東部環状道 路)	一部
3・4・3	向粟崎放水路線	一部
3・4・5	諸江向粟崎線 (主要地方道松任宇ノ気線)	一部
3・4・10	疋田上荒屋線	一部
3・4・12	鳴和三日市線 (一般国道 157 号、一般県道金沢 停車場南線、一般県道金沢停車場 北線)	一部
3・4・18	寺町今町線	一部
3・4・21	西金沢駅通り線 (一般県道野々市西金沢停車場 線)	一部
3・4・22	泉野野々市線 (一般県道倉部金沢線)	一部
3・4・24	小立野古府線	一部
3・4・46	観音堂上辰巳線	一部

下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等、本都市計画区域の生活環境の向上を図り、併せて水資源の確保、自然環境の保全等、広域的な公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備を行うものとする。整備にあたっては、未整備区域の下水道整備を進めるとともに、将来の市街地拡大に伴う区域の拡大を行う。また、整備計画区域外における合併処理浄化槽の設置を推進する。

(河川)

犀川等の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命財産を守るため安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年後において進捗率約 91% を目標とする。また、20 年後には進捗率 100% を目標とする。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

流域関連公共下水道による整備区域は、犀川左岸地域に配置し、現在整備を進めている犀川左岸処理区（金沢市 1,235ha、野々市町 1,029ha）の整備を促進する。また、公共下水道による整備区域は、犀川右岸の市街地と内灘町の市街地を中心に配置し、現在整備を進めている浅野処理区（3,063ha）、西部処理区（2,277ha）、臨海処理区（2,617ha）、湯涌処理区（25ha）、内灘処理区（489ha）の整備を促進する。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備(着手を含む)することを予定する主要な施設は次の通りである。

種	別	名	称
下	水	道	犀川左岸処理区（犀川左岸流域関連公共下水道） 浅野処理区（単独公共下水道） 西部処理区（単独公共下水道） 臨海処理区（単独公共下水道） 湯涌処理区（特定環境保全公共下水道） 内灘処理区（単独公共下水道）

その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

廃棄物処理施設については、増大するごみ需要に対応して、廃棄物処理計画に基づき、計画的にごみ焼却施設やごみ埋立場の整備拡充を図る。また、廃棄物処理施設のうち、減量化・資源化に寄与するリサイクル施設の整備を推進する。

(その他の都市施設)

供給、医療、教育等の都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域の見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定等の方針

自然と調和したコンパクトな市街地の形成とまちなかの再生を目指し、市街化区域内農地等の未利用地については、地区計画等により無秩序な市街地の形成を防止していくとともに、土地区画整理事業等により計画的、先行的に都市基盤整備を促進する。

また、都心軸の駅東地区においては、市街地再開発事業等の積極的な活用により、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、北陸地方の中心商業・業務地として整備を行うとともに、金沢にふさわしい近代的都市景観の創出を図る。

密集住宅市街地については、都市の防災機能向上のため、建物の不燃化、防災広場、防災施設等の計画整備を進める。

また、低層住宅を中心とした既存住宅地では、金沢らしい住宅地の基本構造を守りつつ、防災、居住環境の向上が図られるよう努める。

既成市街地の外縁部で市街化の進行しつつある地区は、土地区画整理事業による面的整備とともに、地区計画等の策定を促進し、土地利用の合理化に努める。

新市街地においては、積極的に土地区画整理事業による計画的開発を進め、良好な市街地形成を図る。特に、住民が主体となって開発する地区は、組合施行による土地区画整理事業を推進し、併せて、地区計画制度の活用により良好な居住環境整備に努める。

市街地整備の目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備(着手を含む)することを予定する主要な市街地開発事業は次の通りである。

整備手法	地区名	
市街地再開発事業	金沢市	武蔵ヶ辻第四地区
	"	金沢駅武蔵地区第三工区
	"	金沢駅武蔵地区第四工区
土地区画整理事業	金沢市	西部第二地区
	"	金沢駅北地区
	"	福増・中屋地区
	"	蚊爪周辺地区工業団地
	"	安原中央地区
	"	田上本町地区
	"	松村第二地区
	"	戸板第二地区
	"	野田地区
	"	大桑第三地区
	野々市町	中南部地区
	"	北西部地区
内灘町	内灘北部地区	

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

a 基本方針

ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域における特徴的な自然軸は、海岸、河川と河岸段丘並びに市街地を取り巻く里山丘陵地である。この豊かな自然環境と貴重な歴史・文化が織り合って、都市を形づくってきた。

この美しい緑と水に文化の香りが調和した森の都を守り育てるため、自然環境を保全し、公共空地の整備を推進する。

また、既成市街地については、伝統文化と調和した自然環境を保全し、緑地の整備に努める。新市街地については、快適な都市環境を形成するため、緑地空間の計画的確保に努める。

一方、里山については、美しい都市景観を保全するとともに、レクリエーションのための活用を促進する。

イ) 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標水準

	緑地の確保目標量 (平成27年)	市街化区域 に対する割合	都市計画区域 に対する割合
緑地の 確保目標水準	3,715ha	約28%	約15%

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成22年	平成27年
都市計画区域人口 1人当りの目標水準	20 m ² /人	22 m ² /人

(「金沢市緑の基本計画」、「内灘町緑の基本計画」、「野々市町緑の基本計画」より)

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統の配置方針

親水空間として犀川、浅野川等の河川の保全・整備や河北潟の水質浄化、市街地内の用水網の保全・整備を図るとともに、市街地内の河岸段丘の緑地の保全及びシンボルゾーンである兼六園周辺一帯の緑地の保全・育成を図る。

また、東部から卯辰山及び南部にかけての丘陵地や、その他市街地周辺の自然環境を保全し、快適な都市環境の維持に努める。

イ) レクリエーション系統の配置方針

市街地背後の里山等のレクリエーションゾーンにおいて、自然条件を活かした公園を整備拡充する。市街地内においては、金沢城公園や奥卯辰山健民公園、内灘町総合公園等の都市基幹公園の整備充実を図るとともに、住区基幹公園について、住民が容易に利用できるような適正な配置・整備に努める。

また、河川・用水による公園緑地のネットワークの形成に努めるほか、地域の歴史や自然環境を活かした特殊公園等の整備・充実を図る。

ウ) 防災系統の配置方針

市街地の防火帯としての丘陵地や河岸段丘の緑地及び海浜地における風害・塩害防止帯としての海岸部の樹林地帯や海岸保安林等をそれぞれ適正に配置する。

また、災害時の避難路としての緑道の整備や、避難地の機能を果たす公園緑地の整備充実を図り、適正な配置に努める。

エ) 景観構成系統の配置方針

都市の主要な景観要素である丘陵地、河川、用水網、河岸段丘及び歴史的建造物群等を保全し、伝統的都市景観の保全に努める。

また、都心軸においては、緑地・緑道等の整備を推進し、近代的都市景観の創出に努める。

オ) 総合的な緑地の配置方針

里山丘陵地や海岸保安林等市街地を取り巻く緑地、及び河川緑地や段丘崖緑地等、軸線を構成する緑地を適正に配置し、都市の骨格形成に努める。

また、市街地では歴史・文化と一体となった緑地を、新市街地では住区構成に応じた緑地を適正に配置し、個性ある緑豊かな都市環境の形成に努める。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア) 公園緑地等の配置方針

都市公園事業及び土地区画整理事業等により、住区基幹公園及び都市基幹公園を中心に緑地の整備に努める。

公園緑地の種別		配置方針
住区基幹公園	街区公園	街区や近隣、徒歩圏内に居住する人が容易に利用することができるように配置する。
	近隣公園	
	地区公園	
都市基幹公園	総合公園	金沢城公園、奥卯辰山健民公園、北部公園、大乘寺丘陵公園、卯辰山公園、野々市中央公園、内灘町総合公園等の整備、拡張を図る。
	運動公園	北部運動公園、西部公園等の拡張を図るほか、金沢市東部地区に新たな運動公園を配置する。
その他の公園緑地等	その他の公園	健民海浜公園、権現森公園、内川墓地公園、内灘町霊園等の整備、拡張を図る。 犀川、浅野川をはじめとする河川敷、西部緑道をはじめ、緑地の整備に努める。
	緑地等	
	公共施設緑地等	

イ) 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

都市の骨格を構成する緑地の保全に努める。また、歴史・文化と一体となった伝統環境の保全と創出に努める。

地区の種別	指定方針の概要	指定目標
緑地保全地区	犀川・浅野川沿いに形成されている4本の河岸段丘斜面緑地においては、「斜面緑地保全条例」に基づく保全区域の指定を行っており、その中で特に良好な自然が維持され保全が必要な区域においては、順次緑地保全地区の指定を図る。	約50ha
風致地区	環境保全及び景観形成等にとって重要である北東部の丘陵地において指定を図る。	約2,550ha
その他	日本海沿いを帯状に連なる保安林と砂丘の自然の保全と活用を図る。 田園地帯(農用地)を保全し、遊休農地等の有効活用を図る。 「景観条例」「こまちなみ保存条例」「用水保全条例」「緑のまちづくり条例」「寺社風景保全条例」等に基づいて歴史が伝える緑の保全と活用を図る。	

d 主要な緑地の確保目標

ア) おおむね 10 年以内に整備(着手を含む)予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名 称
総 合 公 園	金沢城公園
総 合 公 園	卯辰山公園
総 合 公 園	奥卯辰山健民公園
総 合 公 園	大乘寺丘陵公園
総 合 公 園	内灘町総合公園
運 動 公 園	西部公園

イ) おおむね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

種 別	名 称
風 致 地 区	北東部丘陵地
緑 地 保 全 地 区	犀川沿い河岸段丘斜面緑地の一部

◎ 金沢都市計画区域マスタープラン（案）

1. 都市計画の目標

日本海沿岸域における中枢基幹都市圏として将来の大きな可能性に対応するために、都市機能をさらに強化・充実するとともに、歴史的遺産や伝統文化の魅力を積極的に保存・再生し、「風格と賑わいのある学術文化都市圏」を目指し、以下の基本理念に基づいて都市づくりを進めます。

- ・自然と歴史に根差した個性あるまちづくり
- ・自然と調和したコンパクトなまちづくり
- ・賑わいと活力に満ちたまちづくり
- ・災害に強い快適なまちづくり
- ・広域都市間交流のまちづくり
- ・安全、快適に歩けるまちづくり
- ・参加と協働のまちづくり

2. 区域区分（線引き）の有無

本都市計画区域は、これまで通り市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めることとします。

3. 主要な都市計画の決定の方針

◇土地利用の方針

① 商業・業務地

北陸地方の中心都市としての都市機能の充実、更新を図るため、都心軸に業務地を配置し高度化を図ります。また、野々市町、内灘町の庁舎周辺においては、地域に密着した行政サービスを提供するべく、業務地を配置します。

都心軸には、賑わいの創出と商業機能の中心的役割を担うため、都市環境の整備と土地の高度利用に努め、防災機能を備えた近代的都市環境の創出に努めます。また、野々市町本町地区、北陸鉄道内灘駅周辺地区、金沢市金石地区、森本地区及び浅川地区等は、地域の拠点として商業機能の充実に努めます。

② 工業地

一般国道8号沿道、北陸自動車道金沢東・西インターチェンジ周辺、森本丘陵地北陸本線貨物基地及び金沢港に近接した交通上利便な地域に工業地・流通業務地を配置し、機能集積と活力ある産業基盤づくりに努めます。

また、金沢港周辺の工業地については引き続き整備を促進するとともに、金沢外環状道路と北陸自動車道の結節点に位置した、福増・中屋地区や二ツ寺地区については新たな工業地を配置します。

③ 住宅地

既成市街地のうち密集市街地では、今後とも居住環境の整備や保全に努めるほか、計画的に開発整備された住宅地については、地区計画制度等の活用により、良好な住宅地としての環境維持に努めます。また、歴史的、伝統的な市街地景観の残されている金沢市の寺町地区、長町地区、長土堀地区、小立野地区及び主計町地区等については、地区計画等の導入により、その環境保全に努めます。



◇都市施設整備の方針

●交通体系の整備の方針

本都市計画区域においては、都心を中心とする放射状道路という交通環境に対して金沢外環状道路等の環状幹線道路網による有機的な連結を図り、「環状型交通網」へ誘導することにより都心部通過交通の分散を図るとともに、バイパス整備や災害時にも強く代替性のある幹線道路ネットワークの形成を進め、県土ダブルラダー構想の基に金沢都市圏を中心とした広域交通ネットワークの構築を図ります。

また、良好な都市景観と歩行者・自転車空間の創出に留意しつつ、安全で快適な交通流動の確保に努めるほか、公共交通の利用促進、新しい交通システムの導入や交通需要マネジメント（TDM）の展開施策等を多面的に展開することにより、環境負荷を低減するコンパクトな都市形成とまちなかの再生を支援します。

●下水道及び河川の整備の方針

下水道については、本都市計画区域における公衆衛生の保持・浸水の防止、生活様式の改善等、環境の向上を図り、併せて水資源の確保、自然環境の保全等、広域的な公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を進めます。

犀川等の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出します。

◇市街地開発の方針

自然と調和したコンパクトな市街地の形成とまちなかの再生を目指し、市街化区域内農地等の未利用地については、地区計画等により無秩序な市街地の形成を防止していくとともに、土地区画整理事業等により計画的、先行的に都市基盤整備を促進します。

また、都心軸沿道においては、市街地再開発事業等の積極的な活用により、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、北陸地方の中心商業・業務地として整備を行うとともに、金沢にふさわしい近代的都市景観の創出を図ります。

◇自然的環境の整備又は保全の方針

本都市計画区域における特徴的な自然軸は、海岸、河川と河岸段丘並びに市街地を取り巻く里山丘陵地であり、この豊かな自然環境と貴重な歴史・文化が織り合って都市を形づくってきました。この美しい緑と水に文化の香りが調和した森の都を守り育てるため、自然環境を保全し、公共空地の整備を推進する一方、里山については、美しい都市景観を保全するとともに、レクリエーションのための活用を促進します。

また、既成市街地においては伝統文化と調和した自然環境を保全し、緑地の整備に努めるとともに、新市街地においては快適な都市環境を形成するため、緑地空間の計画的な確保に努め

※このマスタープランは、本区域の20年後の都市の姿を示したものです。